

議 事 録

会 議 の 名 称	第 13 回小美玉市小学校（小川小学校・橘小学校）統合準備委員会																																								
開 催 日 時	平成 3 0 年 3 月 5 日（月） 1 9 時 0 0 分～																																								
開 催 場 所	小川総合支所 3 階 大会議室																																								
出 席 者	<p>【出席委員】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>東 邦彦</td> <td>千葉 栄子</td> <td>川名 美佐</td> <td>安田 健</td> </tr> <tr> <td>岡根 典子</td> <td>佐谷 雅義</td> <td>清水 直樹</td> <td>長島 美穂</td> </tr> <tr> <td>高野 一郎</td> <td>稲野邊 緑</td> <td>柏 敬祐</td> <td>石田 昇</td> </tr> <tr> <td>水内 幸恵</td> <td>市村小枝子</td> <td>平本 敏彦</td> <td>大塚 好藏</td> </tr> <tr> <td>近藤 貞夫</td> <td>藤井 敏生</td> <td>谷仲 和雄</td> <td>植木 弘子</td> </tr> <tr> <td>戸塚 真樹</td> <td>内藤裕一郎</td> <td>長島 主</td> <td></td> </tr> </table> <p>【欠席委員】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>伊野 勝亮</td> <td>小川錬太郎</td> <td>小島 健一</td> <td>笹目 雄一</td> </tr> </table> <p>【事務局】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>加瀬 博正</td> <td>長津 智之</td> <td>石田 進</td> <td>中村 均</td> </tr> <tr> <td>佐藤 雅記</td> <td>植田 薫</td> <td>内田 真基</td> <td>戸塚 聡</td> </tr> <tr> <td>田村 直弥</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	東 邦彦	千葉 栄子	川名 美佐	安田 健	岡根 典子	佐谷 雅義	清水 直樹	長島 美穂	高野 一郎	稲野邊 緑	柏 敬祐	石田 昇	水内 幸恵	市村小枝子	平本 敏彦	大塚 好藏	近藤 貞夫	藤井 敏生	谷仲 和雄	植木 弘子	戸塚 真樹	内藤裕一郎	長島 主		伊野 勝亮	小川錬太郎	小島 健一	笹目 雄一	加瀬 博正	長津 智之	石田 進	中村 均	佐藤 雅記	植田 薫	内田 真基	戸塚 聡	田村 直弥			
東 邦彦	千葉 栄子	川名 美佐	安田 健																																						
岡根 典子	佐谷 雅義	清水 直樹	長島 美穂																																						
高野 一郎	稲野邊 緑	柏 敬祐	石田 昇																																						
水内 幸恵	市村小枝子	平本 敏彦	大塚 好藏																																						
近藤 貞夫	藤井 敏生	谷仲 和雄	植木 弘子																																						
戸塚 真樹	内藤裕一郎	長島 主																																							
伊野 勝亮	小川錬太郎	小島 健一	笹目 雄一																																						
加瀬 博正	長津 智之	石田 進	中村 均																																						
佐藤 雅記	植田 薫	内田 真基	戸塚 聡																																						
田村 直弥																																									
協 議 案 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務・通学部会からの報告</li> <li>・学校運営部会からの報告</li> <li>・PTA部会からの報告</li> </ul>																																								
会 議 資 料	別 紙 ( 会議次第、 他 )																																								
記 録 方 法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録																																								
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開    (傍聴者 0 人)																																								

## 【協 議】

### (1) 総務・通学部会からの報告

委員長 本日は、それぞれの部会から報告がある。報告の後、委員から意見等をいただきたい。まず、総務・通学部会、東部会長から報告をお願いしたい。

資料1に基づき、東部会長より説明

委 員 資料1、平成30年度総務・通学部会報告に基づき、報告する。第11回の総務・通学部会を平成30年1月29日、第12回を2月22日に開催した。詳しい開催日時、協議事項については、資料中の表を確認いただきたい。第11回の協議は、小美玉市立小川南小学校スクールバス運行計画案の基本的な考え方を整理した乗降所設置基準の協議を行った。設置基準にあてはまると考えられる施設等、13ヶ所を児童分布図や航空写真などを使用し、各場所の状況概要を確認しながら進めた。第11回の協議まとめとしては、「乗降時の安全を確保するため、道路以外の場所に停車し、乗降することとする」、「学校から概ね3km以上の箇所に乗降場所を設ける条件を再度確認する」、「乗降場所一覧から道路敷を削除し、残りを乗降場所の候補とし、利用ができるよう区長への説明等環境整備をすすめる」、「検討した運行経路、乗降場所の候補とした公共施設をバスで試走し、現状の確認を行うこととする」とした。

第12回の協議は、想定している運行経路をマイクロバスで走行し、前回の協議において乗降場所の候補とした公共施設、8ヶ所の現状確認を行った。その後、設置基準について協議を行った。第12回の協議まとめとしては、「乗降所設置基準は、公共施設の利用を前提とし、公共施設以外の場所の利用の条件をただし書きとする案とする」、「公共施設以外の利用の申請について、区長の同意を得て利用者の代表が申請することとする」、「運行を開始後、児童数の減少等の利用者の状況に応じ、適宜、変更することとする」とした。以上の協議により、調査検討結果として、「乗降所設置基準（案）を別紙1のとおりとする」、「利用する公共施設を別紙2のとおりとする」とした。別紙については、事務局から説明をお願いしたい。

委員長 事務局から別紙1、2の説明をお願いしたい。

別紙1、2に基づき、事務局より説明

事務局 別紙1、「乗降所設置基準（案）」をご覧いただきたい。読み上げさせていただく。「乗降所の設置にあたっては、下記の全ての要件を満たす、運行経路上の公共施設とする。」、「1 学校からの距離が概ね3km以上離れている」、「2 車道以外で乗降できる」、「3 バスが通り抜け、若しくは転回できる」、「ただし、公共施設以外の場所であっても、上記要件のほか、運行計画に影響を及ぼさない下記の全ての要件を満たす場所については、乗降所とすることができる。」、「1 乗降所間の距離が概ね1km以上離れている場所」、「2 所有者の同意が得られている土地」、「3 形状の変更を伴わず容易に整備できる農地以外の土地」、「なお、上記の乗降所の場合は、利用者の

代表が行政区長の同意を得て申請する。」という案とした。この「乗降所設置基準（案）」は、公共施設を利用することを前提とした。運行経路については、小川南小学校への最短かつ他の交通の妨げとならない幹線道路としている。公共施設を利用することにより、児童の安全が確保され、安定した運用ができることから、その前提とすることとした。また、「1 学校からの距離が概ね3 km以上離れている」について、スクールバスは、遠距離通学となる児童の通学支援として運行することとして検討を行っている。遠距離通学を通学距離が3 km以上の児童としたことから、乗降所を概ね3 km以上に設置する条件とした。また、利用対象を行政区という範囲としたことにより、3 km未満の通学距離でも利用できる児童がいる。この3 km未満で利用できる児童と、同等の通学距離で利用できない児童の公平性を確保することもあり、乗降所を概ね3 km以上に設置することとした。「2 車道以外で乗降ができる」は、児童の安全のために路上で待機せず、施設の敷地内等で乗降とするための条件になっている。「3 バスが通り抜け、若しくは転回できる」は、児童の安全及び他の交通の妨げとならないための条件になっている。「ただし」以降は、公共施設以外の場所を乗降所として利用できる条件を定めている。公共施設の条件に加え、乗降所が多くできたために運行時刻を変更することや運行経路を変更すること等がないよう、「運行計画に影響を及ぼさない」ことを前提とした。「1 乗降所間の距離が概ね1 km以上離れている場所」は、運行計画に影響を及ぼさないことを具体的に示したものであり、乗降所間を1 km以上とすることにより、乗降所が過剰に設置されないようにする条件とした。「2 所有者の同意が得られている土地」は、利用者の要望で乗降所を設置できるよう、乗降所として利用する土地について、所有者の同意を利用者が得る条件とした。「3 形状の変更を伴わず容易に整備できる農地以外の土地」は、公共施設以外を乗降所とする場合に簡素に整備するため、形状の変更しないこと、農地でないことを条件とした。

以上の条件を満たした公共施設以外を乗降所とするときは、利用者の代表が行政区長の同意を得て申請する方法とした。

別紙2、「乗降所として利用する公共施設」には、「乗降所設置基準（案）」の条件にあてはまる公共施設を記載した。

委員長 前回の準備委員会では、乗降所の設置基準が明確ではなかったということがあり、今回、その設置基準が示された。委員から意見や質問等があれば、お願いしたい。

委員 乗降所設置基準、上段の3つの条件。乗降所の設置にあたり、それが基準になってくる。また、「ただし」以降、その基準を踏まえた中、「ただし、公共施設以外の場所であっても、上記要件のほか、運行計画に影響を及ぼさない下記の全ての要件を満たす場所については、乗降所とすることができる。」とあるように、3つの要件を設けている。それらの中に「学校からの距離が概ね3 km以上離れている」や、「乗降所間の距離が概ね1 km以上と離れている場所」といった表現がある。これらが、今後運用していくにあたり、弾力的な部分になってくるかと感じている。この設置基準、今は案ではあるが、それに基づいて今後、建設的な話し合いができると思うので、よろしいかと思う。

委員長 他にいかがか。

－ 意見等なし －

委員長 それでは、乗降所設置基準、乗降所として利用する公共施設について、報告のとおりとしてよろしいか。

－ 異議なし －

委員長 乗降所設置基準、乗降所として利用する公共施設については、案のとおりとする。

## (2) 学校運営部会からの報告

委員長 学校運営部会の報告を稲野邊部会長にお願いしたい。

資料2に基づき、稲野邊部会長より説明

委員 第5回学校運営部会を12月1日に開催した。協議事項としては、資料の「(1)」から「(5)」に記載されているとおりとなっている。「(1)日課表」については、別紙を添えている。この別紙が小川南小学校の日課、時刻表になっている。また、日没が早い冬季期間は、バスの発車時刻の検討が必要になってくるかと思われる。下校時のバスから降りた後、子供たちが歩いて帰るといふこと等を考えると、その検討が必要ではないかと思う。その際の日課表の変更として、現在、昼休みの短縮について話を進めている。「(2)」、「(3)」、「(4)」については、報告用紙をご覧いただきたい。なお、「(4)年間計画」について、新入生保護者会を両校一緒に実施としている。これは、1月末にアピオスで行う予定としている。また、「(4)」の閉校式について。各学校で場所や日にちなどが異なった記載になっている。その場所に関しては、学校の体育館に関係することもあるので、この記載のように行いたいと考えている。今後の予定としては、3月、4月の人事異動で職員が代わるため、まずは内容を周知すること。そして、今後は「交流活動について」、「教科・領域について」、「教材備品について」の3つについて、連絡を取り合っ て検討していきたいと考えている。

委員長 学校運営部会から報告があったが、意見、質問等があれば、お願いしたい。

委員 協議事項の「(2)学習・生活のきまり」において、「自転車を許可する学年、

委員 範囲」とある。現在は、どのようになっているか。  
委員 小川小学校は、自転車を小学校4年生から許可している。橘小学校は、小学校3年生から許可している。また、乗り出しの範囲も違っている。来年度は今年度と同じとし、その後に協議を行い、一緒にしていこうとしている。

委員 これは、遊びに行く範囲か。

委員 そのとおり。自由に乗り出せる範囲になっている。

委員長 学校運営部会については、この後も定期的に話し合いを持ち、詳細を詰めていくことになるかと思うので、よろしく願いしたい。それから、日課表に関することがあった。学校運営上、冬季においては、日課表の変更となるかと思われるので、了解いただきたいと思う。他に意見等はいかがか。

－ 意見等なし －

委員長 それでは、学校運営部会の報告については、以上とする。

### (3) P T A部会からの報告

委員長 P T A部会からの報告を水内部会長にお願いしたい。

資料3に基づき、水内部会長より説明

部会長 第6回のP T A部会を平成30年2月27日の火曜日、午後6時30分より、小川総合支所大会議室で行い、来年度のP T A部会の開催月、協議内容等の検討を行った。P T A規約については、平成30年4月のP T A総会前に保護者に配布し、P T A総会で意見を聞き、平成31年度小川南小学校P T A総会に向けて、規約等のスムーズな承認を目指していくといった方向となった。また、来年度は、P T A行事、予算、各委員会活動内容について協議を行い、平成31年度P T A総会資料の作成を行っていくこととなった。そして、P T A本部役員の選出にあたっては、平成30年度P T A本部役員の集まりを開催し、小川南小学校初年度のP T A本部役員の選出の検討を行っていくということとなった。

委員長 P T A部会の報告があったが、意見や質問等があれば、お願いしたい。

－ 意見等なし －

委員長 では、報告のようにP T A部会を進めていくこととしてよろしいか。

－ 異 議 な し －

委員長 報告のとおり、PTA部会を進めていただきたい。

【その他】

副委員長 事務局から追加資料が提示されている。この追加資料、設計に関することについて、報告をお願いしたい。

当日配布資料に基づき、事務局より説明

事務局 外構計画一部変更の報告をする。本日配布した正門改修図面をご覧ください。赤い矢印が車両動線、青い矢印が歩行者動線となっている。左側、当初計画の動線案においては、既存正門部分を歩行者用に利用し、車両用通用門を新設する案としていた。しかし、前面道路が県道小川鉾田線となっており、県道を管轄する茨城県土木部道路管理課と乗り入れ口の協議を行った結果、2ヶ所の乗り入れ口は認められなかった。その結果から、図面右側の変更案とし、既存正門部を車両用とした。歩行者動線としては、南小敷地内において、歩行者用の通用門と歩道を設置し、歩行者と車両の分離をする計画とした。

副委員長 正門についての変更があり、このように工事が進められるという報告だったので、よろしくをお願いしたい。他にいかがか。

委 員 私から委員に配布したいものがある。準備委員会の委員となっている市議会議員の元に送られてきた文書をご覧くださいと思う。

副委員長 委員長よろしいか。

委員長 配布していただきたい。

事務局 配布する文書の関連する資料として、過去の準備委員会、総務・通学部会で使用した資料を配布させていただきたいと思う。

委員長 お願いします。

副委員長 配布された後、内容に目を通していただき、確認をお願いしたい。

委 員 今日もそうだが、部会ごとの内容が準備委員会に報告され、一つ一つ決めている。これまでの資料の厚さが物語るように、長い経過を経て、色々な意見を集約した中での準備委員会の決定、結論となっている。それに対し、こういった文書が来たということを委員がどのように思われるかということ、私個人としては、極めて遺憾に思う。そういった趣旨で本日配布させていただいた。

委員長 目を通していただき、意見等をいただきたいと思う。少し時間を取る。

- 委員長 では、委員から意見があれば、お願いしたい。
- 委員 この件に関して、先日、文書に記載のある区の区長とゆっくり話をさせていただいた。その区長の意見としては、部会がたくさんの意見や検討をした結果なので、部会を尊重するという事だった。
- 委員長 他に意見等はいかがか。
- 委員 今回の報告は、「疑問3」にある、区の全57世帯のうち54世帯ということについて、その区長は認めませんということか。
- 委員 区の公民館で話し合いがあり、その際、この文書の発送者が30分くらい話したということだった。区長としては、その件に関し、部会が決めたことであり、いち個人の意見を区の総意とするわけにはいかない。部会で決まったことを支持するという事だった。
- 委員長 委員から、他に意見はいかがか。
- 委員 この文書は、以前の資料に基づいたものがあるので、本日はこういった文書があったというところを、委員に知っていただくことができれば良いと思う。乗降所設置基準が本日決まったが、大前提を守った中で良い方法がないかといったところを、これから前向きに検討していけると良いと考えている。
- 委員長 事務局から資料を配布いただいているが、補足はあるだろうか。
- 事務局 先ほど配布した資料、準備委員会、部会で使用した資料の説明をさせていただく。資料の1枚目は、先ほど委員に配布いただいた文書、「疑問1」に関する資料となっている。「疑問1」では、40%の方が2km以上からスクールバスの利用を希望していると記載されている。配布資料の下段、問7「通学支援として、スクールバスを計画していますが、スクールバスを利用する場合、どのくらいの距離から利用するのがよいと思いますか。」の回答部分は、「2km以上」が40%となっている。しかし、それ以外の回答では、「3km以上」が34%、「4km以上」が19%となっており、「3km以上」多くある。「2km以上」のみに焦点を当てると、このような疑問にはなるが、全体としては資料のとおりとなっている。
- それから、文書の2ページ目には、「行方市、銚田市の教育委員会では、2.0kmからスクールバスの活用をさせていると聞いていますが」、「決定前に隣接の状況を確認していれば」とある。これについて、配布資料の2枚目をご覧ください。これも総務・通学部会、準備委員会で使用した資料となっている。この資料から、周辺市町村の状況を把握し、部会、準備委員会において協議して決定している。
- 委員長 疑問が5つ出ていたが、統合準備委員会の中で話し合い、今日に至っている。その疑問については、個々に当たる必要はないと思うが、このような点を十分に踏まえ、話を進めているということによろしいか。

－ 異 議 な し －

委員長 それでは、この文書については、終わりにしたいと思う。  
副委員長 その他に意見等はいかがか。

－ 意 見 等 な し －

19:37 閉会